

# 任意継続保険料の納付方法

任意継続加入後の保険料の納付方法は月納・前納（半期）・前納（通期）の3パターンから選択いただけます。

月納・・・初回保険料のお振込み後、ご指定の口座から毎月末に口座振替により1か月分ずつ保険料を納付いただけます。

前納・・・初回保険料のお振込み後、前納期間ごとにまとめてお振込みいただけます。前納期間を半期または通期からご選択いただく必要があります。口座振替はご利用いただけません。

納付方法	初回保険料（振込）	初回保険料の納付期日	初回以降の納付方法	前納期間	
月納	取得月から2か月分 ※取得月の25日以降に自動振替サービス依頼書を提出する場合は3か月分となります。	資格取得申出書等の提出から約2週間後	毎月末に翌月分保険料を口座振替	前期：4月～9月 後期：10月～翌3月  ※資格取得後の <b>最初の前納期間</b> は、取得月の翌月から各期の最後の月までです。各期をまたいでの前納はできません。 ※加入後に納付方法を変更（月納⇔前納）される際は、4月または10月で切り替えとなります。各期の途中では変更できません。 ※75歳到達（後期高齢者医療制度加入）や満了（任意継続資格取得から2年）により前納期間中に資格喪失することが明白な場合は喪失月の前月までが前納期間となります。	
前納（半期）  前納（通期）	取得月1か月分	資格取得申出書等の提出から約2週間後 ※2週間後が前納保険料の納付期日以降となる場合は、前納保険料の納付期日と同日となります。	前納期間ごとに納付書にもとづき振込 ※納付期日は前納期間の最初の月の前月末日（末日が休日の月は翌営業日）です。 ※前納保険料を納付期日までに振り込まれない場合、その期間は月納となります。		

## 【留意事項】

- ◆ 月納を選択される方は、取得時に「健康保険料自動振替サービスに関する依頼書」の提出が必要です。複写様式となりますので健保から郵送いたします。[こちら](#)から送付依頼メールを送信ください。
- ◆ 納付方法により「[健康保険 任意継続被保険者 資格取得申出書](#)」の記入箇所が異なります。[記入例](#)をよくご確認ください。
- ◆ 前納を選択される方は、資格取得月の末日（末日が休日の月は翌営業日）までに前納保険料をお振込みいただく必要がありますので、お早めに取得申出書類を提出ください。
- ◆ ご自身の保険料をお知りになりたい方は健保ホームページに掲載している「[保険料早見表](#)」をご確認ください。

# 任意継続保険料の納付例

取得日 (退職日)	申出書類 受領日	納付方法	保険料月						
			4月	5月	6月	7月	9月	10月	翌3月
<b>基本的な月納・前納（半期）・前納（通期）の例</b>									
4月1日 (3月31日)	4月1日	月納	振込*1		5月末口座振替	6月末口座振替	8月末口座振替	9月末口座振替	2月末口座振替
		前納 (半期)	振込*1	前期分（～9月分）を4月末までに振込				後期分（～翌3月分）を9月末までに振込	
		前納 (通期)	振込*1	通期分（～翌3月分）を4月末までに振込					
<b>前納期間の途中で任意継続資格を取得する例</b>									
6月1日 (5月31日)	6月1日	前納 (半期)	給与控除	振込*1	前期分（～9月分）を6月末までに振込		後期分（～翌3月分）を9月末までに振込		
<b>月納から前納に切り替える例</b>									
4月1日 (3月31日)	4月1日		振込*1	5月末口座振替 前納切替申出	6月末口座振替 (月納継続)	8月末口座振替 (月納継続)	前納保険料（～翌3月分）を9月末までに振込 (前納開始)		
<b>前納保険料の未納により月納となる例</b>									
4月1日 (3月31日)	4月1日		振込*1	前納保険料の振込なし ⇒ 5月10日*2までに 月納保険料を振込	6月10日*2までに 月納保険料を振込	6月末口座振替 (月納継続)	8月末口座振替 (月納継続)	前納保険料（～翌3月分）を9月末までに振込 (前納開始)	
<b>申出書類の提出が間に合わず前納できない例*3</b>									
4月16日 (4月15日)	5月1日		振込*1			6月末口座振替 (月納継続)	8月末口座振替 (月納継続)	9月末までに振込 (前納開始)	

\*1 初回保険料の納付期日は申出書類受領日から約2週間後。ただし、2週間後が前納保険料の納付期日（前納期間の最初の月の前月末日）以降となる場合は前納保険料の納付期日と同日とします。

\*2 月納保険料の納付期日は保険料月の10日（休日の場合は翌営業日）です（初回保険料を除く）。納付期日までに保険料を振り込まれないときは納付期日の翌日で任意継続資格を喪失します。

\*3 前納保険料を納付期日である4月末日までに振り込むことができないため、次の前納期間（10月または翌4月）まで月納となります。また、初回保険料は取得月から3か月分となります。